

○古物商等に対する指示

(第 23 条)

**改正** 平成 24 年 11 月 27 日 平成 26 年 3 月 20 日  
平成 27 年 5 月 29 日 平成 29 年 3 月 22 日  
平成 29 年 11 月 28 日 令和 2 年 4 月 1 日  
令和 3 年 4 月 15 日

処分基準

令和 7 年 4 月 1 日作成

法令名	古物営業法
根拠条項	第 23 条
処分の概要	古物商等に対する指示
原権者(委任先)	岡山県公安委員会
法令の定め	
処分基準	別紙「古物営業法に基づく指示、営業停止命令及び許可の取消しの基準」のとおり。
問合せ先	生活安全部生活安全企画課許可等事務管理室

別紙

[別紙参照]